

ご挨拶

公益財団法人 高知県生活衛生営業指導センター

理事長 東崎 幸男



平素は高知県生活衛生営業指導センターの事業運営にご協力を賜り心よりお礼申し上げます。

今年の幕開けはまさに新型コロナウイルスからと申し上げて過言ではないと思っておりますが、このウイルスによる感染拡大の懸念が報じられるようになって約半年。

コロナ禍により、私たちの生活は一変することとなりました。

高知の感染は落ち着いてはいるものの、東京はもとより、世界においても状況は好転しておらず、終息に欠かせないワクチン、特効薬の開発が進み、私たちの手元に届くまでには、長い道のりとなることは必至といえます。

その中で、生衛業に関わる者は、職種を問わず、大打撃を受けています。

けれど、この業種は、私たちの生活に必要な不可欠なものであることは、間違いないわけであります。

この嵐が過ぎ去るのを、竹のごとく、根を張り折れることなく静かに、しかし、確かに過ごしていかなるを得ません。

今は、ガイドラインにのっとりつつ、創意工夫でこのウィズコロナ時代を乗り切るうではありませんか。

最後になりますが、生衛業者同志がより一層助け合い、地域密着、消費者目線に立って皆様とともに歩みたいと思っておりますので、今後とも、ご協力、ご指導の程、よろしくお願い申し上げます。



令和2年度事業計画

1. 生衛業者からの相談対応・指導事業……生衛業者に対する経営・融資・衛生・労務等の相談指導
2. 消費者からの相談対応・指導事業……消費者からのご意見・ご相談への対応
3. 標準営業約款登録事業……理容店・美容店・クリーニング店への標準営業約款制度の普及
4. 研修会等開催事業……経営特別相談員研修会、クリーニング師研修会等の開催
5. 生衛業情報化整備事業……機関紙「生衛土佐」の発行と各種調査事業
6. 生衛業振興事業……健康福祉対策推進、後継者育成支援、生衛組合振興
7. 分野調整等指導事業……分野調整法に基づく調整活動の実施
8. 企画・運営に関する事業……理事会・評議員会の開催による組織の適正運営

理事会・評議員会を開催



高知県生活衛生営業指導センターでは、
令和2年6月1日に理事会を、同年6月18日に評議員会をそれぞれ開催し、
令和元年度事業報告等を原案どおり可決決定しました。
また、今年度は次の新体制で取り組んでいくこととなりましたので、よろしくお願ひします。

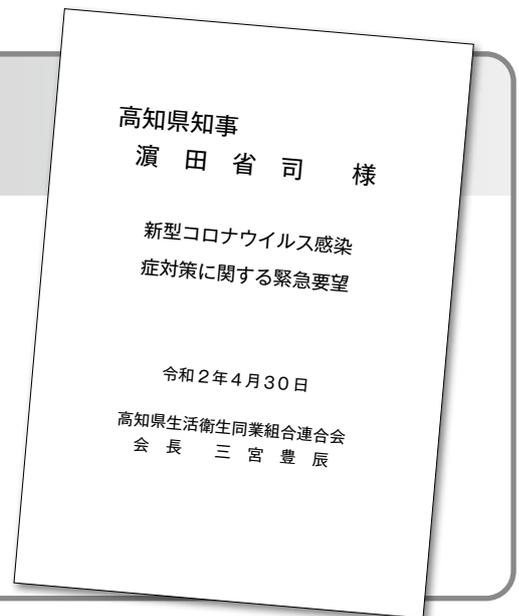
(公財)高知県生活衛生営業指導センター

	氏名	所属		氏名	所属
理事長	東崎 幸男	理容生衛組合理事長	評議員	入福 聖一	こうち男女共同参画社会づくり財団前専務理事
副理事長	三宮 豊辰	美容生衛組合理事長	評議員	古谷 博	県食品衛生協会会長
副理事長	木村 浩二	クリーニング生衛組合理事長	評議員	嘉数 実	県中小企業団体中央会事務局長
専務理事	大寺 啓夫	指導センター経営指導員	評議員	亀井 秀彦	県商工会連合会専務理事
理事	松岡 哲也	県食品・衛生課長	評議員	岡内 啓明	(株)丸三 代表取締役会長
理事	藤本 正孝	旅館ホテル生衛組合理事長	評議員	野村 純司	県食品衛生協会副会長
理事	梶原 徹也	興行生衛組合理事長	評議員	前田 浩志	日本政策金融公庫高知支店支店長
理事	梅下 敬介	喫茶飲食生衛組合理事長	評議員	田上 武男	理容生衛組合副理事長
理事	中越 泰雄	中華料理生衛組合理事長	評議員	元植みざわ	美容生衛組合副理事長
理事	三谷 勝義	食肉生衛組合理事長	評議員	宮村 耕資	旅館ホテル生衛組合副理事長
理事	堀川 重夫	社交飲食業生衛組合理事長	評議員	中山 茂	クリーニング生衛組合前理事長
監事	稲本 文男	高知県薬剤師会理事	評議員	畠中 貴行	喫茶飲食生衛組合副理事長
監事	岡林 広	美容生衛組合副理事長			

高知県に緊急要望書を提出

～新型コロナウイルス対応～

高知県生活衛生同業組合連合会では、新型コロナウイルスの影響を鑑みて、4月30日、三宮連合会会長、東崎センター理事長、藤本理事、大寺専務理事の4名が、高知県庁を訪問し、「新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要望書」を鎌倉昭浩高知県健康政策部長に手交しました。緊急要望書では、「実効性のある助成制度の早期創設」、「雇用を守るための制度の創設」、「租税公課及び公共料金の減免」、「マスクや消毒液等の必要物資の確保」等業界内の切実な現状を訴えて参りました。



人事異動

令和二年四月一日付

◎高知県

(転入)

健康政策部食品・衛生課

チーフ 別役 由香

(転出)

チーフ 下村知香子

◎指導センター

(採用)

事務局長 大寺 啓夫

経営指導員 柏木 理男

(退職)

事務局長 西森 一誠

経営指導員 山本多恵子

令和二年八月一日付

◎日本政策金融公庫高知支店 国民生活事業

(転入)

融資第二課長 木村 安宏

(転出)

広島支店 福山 宏

令和2年度 経営特別相談員(特相員)県知事の委嘱が決定

経営特別相談員は高知県知事より委嘱され、生衛業者に対し、お店の経営、営業設備の近代化等に関する助言・相談のほか、日本政策金融公庫が取り扱う「生活衛生経営改善貸付(衛経)」に係る申請書の審査及び当該経営に対する相談指導等を行っています。



今年度の特相員は次の通りとなっていますので、お気軽にご相談ください。

■高知県生活衛生営業経営特別相談員

組合名	電話番号	氏名(住所)	氏名(住所)	氏名(住所)	氏名(住所)
理容組合	☎088(875)6709	野村 新作(南国市)	安藝 立志(香南市)	田上 武男(高知市)	時久 恵一(高知市)
		松岡 美保(高知市)			
美容組合	☎088(873)6954	吉川 良子(安芸市)	寺山 静(高知市)	高木 義夫(高知市)	田口 留美子(須崎市)
		安田 尚子(四万十市)			
旅館ホテル組合	☎088(823)5941	籠尾 信之(奈半利町)	川田 梓(高知市)	古谷 博(高知市)	谷脇 匡晃(高知市)
		植田 康一(四万十市)	秋澤 誠(宿毛市)	武政 憲次(土佐清水市)	田村 卓実(土佐清水市)
クリーニング組合	☎088(831)1327	門田 忠大(高知市)	井上 豪紀(高知市)	田中 輝(宿毛市)	
興行組合	☎088(826)7267	岡本 賀行(高知市)			
喫茶飲食組合	☎088(883)7125	畠中 貴行(土佐市)	小野山 眞弥(高知市)	岩崎 一步(高知市)	門脇 大祐(高知市)
中華料理組合	☎088(823)2281	松岡 久壽(高知市)	中越 景之(高知市)		
食肉組合	☎088(884)5477	横田 郁夫(高知市)			
社交飲食業組合	☎088(822)8640	岡村 恵美子(高知市)	山下 高志(高知市)	秋森 清郎(四万十市)	山下 大志(四万十市)

生活衛生同業組合の組織強化のため 組合への加入を呼びかけよう

毎年11月は
「生活衛生同業組合
活動推進月間」です。



生活衛生同業組合は「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」(生衛法)に基づく事業者の自主的な活動団体で、県内には9つの組合が以下のような事業等を行っています。

組合員に対する
衛生施設の
維持改善・経営の
健全化に対する
指導

営業施設の
整備改善や
経営の健全化
のための
資金の斡旋

組合員の営業に
関する技能の
改善向上の
ための事業

組合員の
福利厚生に
関する事業

組合員の共済に
関する事業

組合加入の メリット

営業者は自由に同じ業種に該当する組合に加入することができます。
組合では、組合事務所や保健所等で、情報の交換・研修会・融資の相談をはじめ各種の行事(事業)を行っています。特に、組合員であれば、日本政策金融公庫の生活衛生関係融資が一般の営業者に比べて有利な条件(●融資限度額が大きい ●貸付期間が長い ●金利が低い ●無担保・無保証人の融資制度が利用できる ●振興事業促進支援融資制度の利用で更に0.30%の金利低減がある等)で利用できる特権があります。

“一人が一人を誘おう!!”

組合の組織強化と業界発展のため、
生衛組合への加入を呼びかけましょう。

消費者懇談会・税務講習会 開催のお知らせ

消費者懇談会は、生衛業者と消費者との意見交換を行うなかで、消費者のみなさんに生衛業者を理解していただくとともに、生衛業者には消費者の立場にたった店舗運営の参考となる会です。
本年度は、県内2つの保健所管内において開催いたします。

日時: 令和2年10月26日(月)
場所: 高知県須崎福祉保健所

日時: 令和3年 1月25日(月)
場所: 高知市保健所

令和2年度 クリーニング師研修及び 業務従事者講習開催の お知らせ

クリーニング業法の規定により、営業者は3年に1回、クリーニング師には研修を、業務従事者には講習を受講させることがそれぞれ義務付けられています。該当される方は必ず受講されるようお願いいたします。

- 日 時: 令和3年1月31日(日) 午後1時から午後5時まで
- 場 所: 高知共済会館
- 受講料: クリーニング師研修 5,000円
業務従事者講習(通信教育型) 4,500円



遠隔地の方や、当日の集合研修に参加できない方を対象に通信教育による研修も実施します。
なお、受講対象者であっても案内書が届かない方や、ご不明な点については、右記までお問い合わせください。

問い合わせ先
(公財)高知県生活衛生営業指導センター
☎(088)855-5100

生活衛生営業標準営業約款 登録のお知らせ

Sマークとは、厚生労働大臣認可の標準営業約款制度に従って営業しているお店の表示で安心・安全・清潔を約束する3つの「S」を備えたお店の証です。

☆メリットは

- 安心、安全を求める消費者ニーズに応えることができます。
- 日本公庫の生活衛生融資が有利な条件で利用できます。
- Sマークを各種のPRに活用できます。

☆標準営業約款の対象のお店は

- 理容店、美容店、クリーニング店です

☆登録手続きは毎年2月と8月です。

連絡先: (公財)高知県生活衛生営業指導センター
☎(088)855-5100

または、理容、美容、クリーニングの各生衛組合まで

皆のもののお店だから安心なんでしょう!

Sマークのある
理容・美容・クリーニング
のお店は、3つの「S」
安全 safety
安心 standard
清潔 sanitation
をお約束します。

11月は、Sマーク標準営業約款普及登録促進月間です。

私たちは S マークのお店です。

主催: 公財財団法人全国生活衛生営業指導センター、都道府県生活衛生営業指導センター 後援: 厚生労働省

生衛業における 新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染症は、一般的には飛沫感染、接触感染で感染します。閉鎖した空間で、近距離で多くの人と会話するなどの環境では、咳やくしゃみなどの症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされています。

「飛沫感染」：感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つばなど）と一緒にウイルスが放出され、他の方がそのウイルスを口や鼻などから仕込んで感染することを言います。

「接触感染」：感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつきます。他の方がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ることにより粘膜から感染します。

《新型コロナウイルス感染症対策について》

◆ 3密を避ける

- ①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）
- ②密集場所（多くの人々が密集している）
- ③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）を避ける。

◆ 清掃・消毒の励行

良く手が触れる場所（ドアノブ、スイッチ、手すり、テーブル等）は、アルコール消毒液や次亜塩素酸ナトリウム等でこまめに清掃・消毒を実施する。

◆ 衛生管理の徹底

発熱、咳、くしゃみなどの諸症状がある従業員は休ませる等、従業員の健康管理を徹底する。
マスクの着用、手洗い、手指消毒を徹底する。
器具等の洗浄・消毒を徹底する。

「新しい生活様式」を実践していくためにも、事業者の皆さまには各業界において業種ごとに策定されております感染拡大予防ガイドライン等を参考に、事業所での感染防止対策の徹底をお願いします。

また、感染防止対策を掲載したポスター等の事業所や店舗入口への掲示にもご協力をよろしくお願いします。（下記URLからダウンロードしてご活用ください）

●ポスター、チラシ

高知県生活衛生営業指導センター <http://www.seiei.or.jp/kouchi/>

●ガイドライン

一般社団法人高知県食品衛生協会 <http://www.kfha.or.jp/>
内閣官房 <https://corona.go.jp/>



高知県
イメージキャラクター
『くるしおくん』

生活衛生関係の事業を営む皆さまへ ～ 新型コロナウイルス感染症に関する融資制度のご案内 ～

○生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付（令和2年3月17日取扱い開始）

ご利用いただける方	生活衛生関係の事業を営む方で、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な業況悪化を来している方であって、次の1または2のいずれかに該当し、かつ中長期的に業況が回復し、発展することが見込まれる方 1 最近1か月の売上高が、前年または前々年の同期と比較して、5%以上減少している方 2 業歴3か月以上1年1か月未満の場合等は、最近1か月の売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方 (1) 過去3か月(最近1か月を含みます。)の平均売上高 (2) 令和元年12月の売上高 (3) 令和元年10月から12月の平均売上高	
お使いみち	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする設備資金および運転資金	
融資限度額	8,000万円(別枠)	
利率(年)(注1、2)	【4,000万円以内(注3)】当初3年間：0.46%、4年目以降：1.36% 【4,000万円超】1.36%	
ご返済期間	【設備資金】20年以内(うち据置期間5年以内) 【運転資金】15年以内(うち据置期間5年以内)	
お申込に必要な書類	振興計画認定の組合員の方	左記以外の方(注4)であって設備資金をご利用の方
	振興計画認定組合の長(組合の長から委任を受けた支部長および理事を含みます。)が発行する「振興事業に係る資金証明書」	都道府県知事の「推せん書(借入申込金額が500万円以下の場合には不要です。)

○生活衛生改善貸付(新型コロナウイルス感染症関連)（令和2年3月17日取扱い開始）

ご利用いただける方	生活衛生同業組合等の実施する経営指導を受けている、生活衛生関係の事業を営む小規模事業者の方であって、次の1および2のいずれにも該当する方 1 生活衛生同業組合等の長の推薦を受けた方 2 新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1か月の売上高が前年または前々年の同期と比較して、5%以上減少している方	
お使いみち	設備資金および運転資金	
融資限度額	1,000万円(別枠)	
利率(年)(注1)	当初3年間：0.31%(別枠の1,000万円以内)(注5)、4年目以降：1.21%	
ご返済期間	【設備資金】10年以内(うち据置期間4年以内) 【運転資金】7年以内(うち据置期間3年以内)	

(注1) 令和2年6月1日時点で適用される利率です(ご返済期間5年の場合)。

(注2) ご返済期間によって異なる利率が適用されます。

(注3) 一部の対象者については、当初3年間(4,000万円以内)の利率部分に対して、別途決定される実施機関から利子補給が実施され、当初3年間が実質無利子となります。

(注4) 本貸付において組合員以外の方の運転資金は、既存融資(生活衛生貸付)のお借換を含む場合のみのお取扱いとなります。

(注5) 当初3年間(別枠1,000万円以内)に適用される利率の適用限度額は、生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付における当初3年間(4,000万円以内)に適用される適用限度額に含まれます。また、一部の対象者については、当初3年間(1,000万円以内)の利率部分に対して、別途決定される実施機関から利子補給が実施され、当初3年間が実質無利子となります。

※審査の結果、お客様のご希望に沿えない場合がございます。

【問合せ先】〒780-0834 高知市堺町2-26 高知中央ビジネススクエア1階
TEL. 088-822-3191

 **日本政策金融公庫**
国民生活事業